



# 島根県報

令和6年6月4日（火）

号外 第 6 0 号

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

## 目 次

**【告 示】**

道路の区域の変更（2件）	（道路維持課）	2
道路の供用開始（2件）	（        ”        ）	4

# 告 示

## 島根県告示第392号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和6年6月4日

島根県知事 丸 山 達 也

道路の種類	路線名	道路の区域				管轄する地方機関の名称	備考
		区 間	変更前後の別	敷地の幅員	延長		
県 道	鱒淵寺線	出雲市河下町字本谷西平925番1地先から同地先まで	前	メートル 14.26～ 17.29	メートル 56.04	出雲県土整備事務所	災害復旧工事 拡幅
			後	メートル 14.26～ 28.41	メートル 56.04		

## 島根県告示第393号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和6年6月4日

島根県知事 丸山達也

道路の種類	路線名	道路の区域			管轄する地方機関の名称	備考	
		区間	変更前後の別	敷地の幅員 延長			
県道	田所国府線	邑智郡邑南町市木96番地先から同182番4地先まで	前	メートル	メートル	県央県土整備事務所	左記のA及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。 道路改良工事 ダブルウェイ
				A	8.30～13.60		
			B	7.60～10.90	186.17		
			後	A	8.09～13.60		
B	7.60～10.90	186.17					

## 島根県告示第394号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和6年6月4日

島根県知事 丸 山 達 也

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
県道	鱈淵寺線	出雲市河下町字本谷西平925番1地先から同地先まで	メートル 56.04	令和6年 6月4日	出雲県土整備事務所	

## 島根県告示第395号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和6年6月4日

島根県知事 丸 山 達 也

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
県道	田所国府線	邑南郡邑南町市木192番1地先から同182番1地先まで	メートル 94.00	令和6年 6月4日	県央県土整備事務所	